



## 選挙区の異なる投票箱への最高裁判所裁判官国民審査投票用紙の投函誤りについて

松戸市プラーレ松戸内期日前投票所において、最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を選挙区の違う投票箱に誤って投函する事案が発生しました。

### 1 発生日時・場所

令和3年10月23日（土）12時52分ごろ

松戸市プラーレ松戸期日前投票所

### 2 事故の概要

松戸市プラーレ松戸内期日前投票所（第6区管内）は、千葉県第6区、第7区の投票をいずれも受け付けしておりますが、受付後、別の導線を設け名簿対照し、投票用紙の交付も別々の職員が担当しています。

当該選挙人は第7区の人であるため、投票用紙（小選挙区、比例代表、国民審査）を3枚まとめて交付し、第7区専用の記載台の隣に設置している第7区の投票箱（混合投票箱）一つに3枚まとめて投函するよう説明しています。

しかしながら、当該選挙人は小選挙区、比例代表は第7区の投票箱（混合投票箱）に2枚まとめて投函しましたが、国民審査のみ別の場所に設置した第6区の国民審査の投票箱に投函してしまいました。

### 3 票の取扱いについて

千葉県第6区の国民審査の投票として取り扱われます。

### 4 今後の対応策

投函間違いを防止するため、案内の職員を増員するとともに投函方法についての説明を徹底し、再発防止に努めます。

### 5 選挙人への対応

10月23日中に本人と直接連絡をとり、票の取り扱われ方について説明し、了解を得ております。

#### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市選挙管理委員会事務局 ☎047-366-7386

FAX047-369-3360 ✉ mcsenkyokanriinkai@city.matsudo.chiba.jp